

旭川市パートナーシップ宣誓制度取扱要綱（叩き台）

※要綱に記載する基本的な事項

※第 1 条を除く各条文は道内導入済自治体の要綱から引用

（趣 旨）

第 1 条 この要綱は、互いの個性や多様性を認め合い、誰もが生きがいと誇りを持ちながら自分らしく活躍し、人生のパートナーや大切な人と安心して暮らせるまちの実現を目指し、パートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（定 義）

第 2 条 この要綱において、「性的マイノリティ」とは、典型的とされていない性自認や性的指向を持つ人をいう。

2 この要綱において、「パートナーシップ」とは、互いを人生のパートナーとし、日常生活において、経済的又は物理的、かつ、精神的に相互に協力し合うことを約束した、一方又は双方が性的マイノリティである 2 人の者の関係をいう。

3 この要綱において、「宣誓」とは、2 人が互いのパートナーであることを市長に対して宣誓することをいう。

（宣誓の対象者の要件）

第 3 条 パートナーシップの宣誓をしようとする者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 双方が民法（明治 29 年法律第 89 号）第 4 条に規定する成年に達していること。
- (2) 宣誓をしようとする者のいずれか一方又は双方が市内に住所を有し、又は市内への転入を予定していること。
- (3) 双方に配偶者がいないこと及び宣誓者以外の者とパートナーシップの関係にないこと。
- (4) 双方の関係が民法に規定する直系血族、三親等以内の傍系血族又は直系姻族でないこと。ただし、双方の関係が養子縁組の場合を除く。

（宣誓の方法）

第 4 条 宣誓をしようとする両者は、市職員の面前においてパートナーシップ宣誓書（様式第 1 号）に自ら記入し、市長に提出するものとする。

2 宣誓書には、次に掲げる書類（宣誓の日前 3 か月以内に発行されたものに限る。）を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 宣誓しようとする両者の住民票の写し又は現住所を証する書類（市内への転入を予定している者にとっては、その事実を確認することができる書類）
- (2) 配偶者がいないことを証明する書類

- 3 宣誓をしようとする両者は、宣誓する日時等についてあらかじめ市と調整しなければならない。
- 4 宣誓をしようとする両者の一方又は双方が宣誓書に自ら記入することができないときは、両者の立会いの下、他の者に代筆させることができる。

(本人確認)

第5条 市長は、宣誓をしようとする両者が、本人であることを確認するため、次の各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

- (1) 個人番号カード
- (2) 旅券
- (3) 運転免許証
- (4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明証等であって、本人の顔写真が貼付されたもの。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類。

(通称名の使用)

第6条 性別違和等で通称名の使用を希望する者は、市長が特に必要があると認める場合に限り、パートナーシップの宣誓における氏名について通称名を用いることができる。

- 2 前項により通称名の使用を希望する場合は、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類を宣誓時に提出するものとする。

(受領証等の交付)

第7条 市長は、提出のあった宣誓書、添付書類等を確認し、適切であると認められるときは、当該宣誓をした両者に対し、パートナーシップ宣誓書受領証（様式第2号。以下「受領証」という。）を宣誓書の写しを添えて交付するものとする。

- 2 前項の規定により受領証の交付を受けた者は、パートナーシップ宣誓書受領カード交付申請書（様式第2号）を提出することにより、パートナーシップ宣誓書受領カード（様式第3号。以下「受領カード」という。）の交付を受けることができる。

(受領証等の再交付)

第8条 受領証及び受領カード（以下「受領証等」という。）の交付を受けた者は、当該受領証等の紛失、毀損等の事情により受領証等の再交付を希望するときは、第11条の規定に基づき宣誓書が保存されている場合に限り、パートナーシップ受領証等再交付申請書（様式第4号）により申請することができる。

- 2 前項の申請があったときは、市長は受領証等を再交付するものとする。

(受領証等の返還)

第9条 受領証等の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届(様式第5号)に受領証等を添付し、市長に届け出なければならない。

- (1) パートナーシップが解消されたとき。
- (2) 宣誓者の一方が死亡したのちに、新たな者とのパートナーシップを宣誓するとき。
- (3) 第3条第2号から第4号までに掲げる要件に該当しなくなったとき。
- (4) 受領証等の返還を希望するとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が受領証等の返還が必要と認めるとき。

(自治体間での相互利用)

第10条 受領証等の交付を受けた者が、市がパートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定等(以下「協定等」という。)を締結している自治体へ転出する場合であって、パートナーシップ宣誓書受領証等継続使用申請書(様式第6号)を提出したときは、当該自治体においても市が交付した受領証等を継続して使用することができる。

- 2 市と協定等を締結している自治体から市へ転入した者は、当該自治体が交付した受領証等(継続使用の手続がされたものに限る。)を市において継続して使用することができる。
- 3 前2項の規定により継続して受領証等を使用している者が、第9条第1項各号に該当した場合又は市と協定等を締結している自治体以外の自治体に転出した場合には、当該受領証等を交付した自治体に返還するものとする。
- 4 第1項の規定により継続して使用している受領証等の再交付については、第8条の規定を準用する。

(宣誓書の保存)

第11条 市長は、宣誓書等について、第10条第1項の規定により受領証等が返還された日又は宣誓者が同項各号に該当すると市長が認める日のいずれか早い日から起算して10年を経過する日まで保存するものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、女性活躍推進部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 年 月 日から施行する。